長与町農業委員会会議録

平成２５年８月２６日

注：発言の内容については、その要旨を記載しております。
個人情報に関連する部分については、内容を〇又は（）に置き換えています。

長与町農業委員会

平成２５年８月農業委員会総会

１．日時　　平成２５年８月２６日（月）９時３０分から１０時１５分

２．場所　　長与町役場３階第１会議室

３．出席委員（１６名）

会長	１番　田中　稔		
職務代理者	２番　辻　末男		
委員	３番　辻田　博文	５番　白﨑　純範	６番　柿本　尚文
	７番　辻田　三男	８番　柿本　正博	９番　梶尾　厚
	１０番　河内　秀治	１１番　山中　昇	１２番　坂口　齊
	１３番　井上　良信	１４番　山口　益子	１５番　内村　博法
	１６番　山脇　昭信	１７番　山﨑　昌美	

４．欠席委員（０名）

５．議事日程

第１　　議事録署名委員の指名

第２　　第１号議案　農業振興地域整備計画変更に伴う意見聴取について

６．農業委員会事務局職員

事務局長　　松本　廣
農地・農政係長　　田中　廣幸
農地・農政係主事　中山　高宏

７.農林水産課職員

課　長　　濵口　務
参　事　　濱　　伸二

事務局　おはようございます。定刻になりましたので、始めさせていただきます。それでは、平成２５年８月の総会が開催されるにあたりまして、長与町農業委員会総会規則第６条により１６人全員の出席でございますので、在任委員が総会を開催する定数に達していることをご報告いたします。

また、総会の議長は会長が務めることとなっておりますので、議事等の進行は会長の方によろしくお願いします。

議　長　皆さんおはようございます。待望の雨が降りまして、農家の皆さんは喜んでらっしゃることと思います。私自身も今年の干ばつには大変苦慮しまして、水掛けで大分体力を消耗したようなこともありましたけれど、おかげさまで水田とみかん農家は特に助かったと思っております。皆さん方も多分お疲れだろうと思いますが、頑張っていただきたいと思っております。

また、このたび農地パトロールの件で新たに色々とお願いをしましたが、大変今はまだ暑い時期ですので、各地域で、自分達で、１０月いっぱいまでですので、都合を見てですね、もう少し涼しくなってからでも結構ですから、体に支障が無いようにして頑張っていただきたいと思っております。色々事情があると思いますが、そういう事でよろしくお願いします。簡単ですけど、ご挨拶に代えさせていただきます。

それでは平成２５年８月の総会を開催いたします。まず始めに、日程第１の長与町農業委員会総会規則第１８条の規定によりまして、議事録署名委員の２人を指名させていただきますが、ご異議ありませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　議事録署名委員に９番梶尾委員、１０番河内委員を指名いたします。

本日の案件は１件、第１号議案　長与町農業振興地域整備計画変更に伴う意見聴取となっております。現在、農業振興地域として設定をされている区域の変更、今回は全体見直しですが、関係機関、団体等から意見を聞くことになっておりますので、議案として提出されています。農林水産課の職員に出席を頂いていますので、後ほど説明を受けることにいたします。議案が終了しますと、報告事項、そして午後からの地区別研修会に臨むことになりますのでよろしくお願いいたします。

本日は、議案の件数からいって、時間の余裕があるようでしたら、事務局からの勉強会の指示があっていますので、再度時間を見ながら判断したいと思います。今日は忙しい一日となりますが、よろしくお願いします。

これから審議に入りますが、議案等に関してご意見ご質問をされる際は、挙手をして番号氏名を必ずお願いいたします。なお例月のことですが、ご意見並びに質問は、議事録に記録して公開されることとなっておりますので、十分注意を払い、議案の主旨、目的に沿ってご発言をいただきますようお願いします。

議　長　　それでは日程第２の第１号議案、長与町農業振興地域整備計画に伴う意見聴取については、農林水産課から説明を受けることといたしますが、事務局から、先立って説明があるようでしたら、先にお願いします。

事務局　　はい、それでは、変更に伴う農林水産課の説明をいただく前に、事務局から何点か申しあげておきたいと思います。今回、いろんな変更事由の中で、会長が話されましたように、農業振興地域内での、区域の変更のための委員さんの意見も伺うということを目的としております。また、すでに先行して、用途の変更が行われている所もありますが、このことについても、担当課の方から説明があると思いますので、よろしくお願いします。

そして、審議のポイントになる所について、若干申し上げたいと思います。農業振興地域整備に関する法律の条文の中に、農業振興地域整備計画の変更に関する基準というものがございます。この中に、着眼点になろうかというものがいくつかございますので、ご紹介をさせていただきます。１つ目が、農用地区域外の土地をもって代えることが困難であること。２つ目が、周辺の農地に対し、総合的な利用や経営に支障を及ぼすおそれが無いと認められること。それと３つ目が、土地改良施設の有する機能に支障を及ぼすおそれが無いと認められること。それと４つ目、最後ですけれども、土地改良等の事業が完了した年度から８年を過ぎた土地であること。この４つが大体主な事由となります。以上が、農用地区域から除外するためにクリアしていかなければならない要件となります。参考までに申しあげました、よろしくお願いします。

議　長　　では続けて、農林水産課から説明をお願いします。

農林水産課　　おはようございます。農林水産課の濱口でございます。この説明の前に、一言私の方から簡単に話をしたいと思います。

会長も先ほど言われましたように、やっと雨も降ってくれまして、水掛けの方も一段落しているんじゃないかと思いますけれども、まだ新堤につきましては３分の１位の水しか入っておりません。町といたしましても、やはり溜池が非常に重要だということも分かっておりますし、今回溜池の調査を県で７ヶ所実施して貰うようにしております。そういうものを実施した後に、万が一ひび割れとかそういうものがあれば、年次計画で修繕をしていって、やはり先人から受け継いだ溜池を後世に伝えていくためには、その辺りの十分な点検と管理が必要ではないかなと思っております。

それでは座って説明をいたします。まずこの見直しでございますが、約１０年前の平成１５年に１度見直しを行っております。基本的には概ね５年毎の見直しとなっていますが、区画整理等の事業がありまして、見直しが出来ておりませんでしたので、今回１０年ぶりに見直しということになります。１５年前は特別管理と言っておりましたが、今回は全体見直しというような形で行っております。

そして、そちらの資料の４ページを見て頂いてよろしいでしょうか。担当が詳しく説明を

いたしますので、私の方で簡単に説明をいたします。今回の除外でございますが、除外のみでございます。昨年から、広報、インターネットも含めまして、いろいろお知らせをしまして、長与町農業振興協議会にもかけまして意見を聴取いたしております。それで今回の除外になる対象といたしましては、まず公共事業で買収をした所、土地収用法でいきますと、皆さんもご存じの、今斉藤に出来ておりますごみ焼却場、その用地と道路を含めたものが一点。それと丸田郷の丸田谷にあります２ヶ所の砂防ダム、それに伴う除外。それと電気事業法でいきます鉄塔が２ヶ所あります。これについても法的に除外をいたします。それに普段は随時で行っております、分家住宅等の住宅建設について４件程出ております。これは普段であれば随時受付をするわけでございますが、この全体見直しに入ると、随時一件毎の案件が出来ないということで、この中に４件含めております。そして住宅を建設される方については、若干この全体見直しで約１年位かかりますので、それで待って頂いている状況でございます。後は担当の濱の方に詳しく説明をさせます。以上でございます。

農林水産課　おはようございます。農林水産課の濱です。座って説明をさせていただきます。先ほど課長から全体的な説明がありました通り、今回は全体見直しということで、公共的な見直しが主であります。その分についてページを追って順次説明していきます。

まず、３ページをお開き下さい。３ページに今回の見直しの全体表をつけております。熱回収施設、これは道路を含んだ分で、２.３ヘクタール。砂防ダム、これが２ヶ所の分併せて０.５ヘクタール。無線基地は少数です。あと個人宅について４件申請がありまして、これについても現在計画がはっきりしているもの、建てるという計画性があるものについてのみ申請を受け付けております。一応申し出につきましては、この際ということで８件程来られた例がありますが、計画が無いと受付が出来ませんということで、計画が出来てからまた随時で受けますのでということでお引き取り願って、今現在建築図面とか配置図等、計画性が固まっているものについて受理して上げさせていただいております。

４ページをご覧下さい。これが先ほど課長からも説明があった所ですが、全体の場所になります。内容に入ります。５ページ、６ページが熱回収推進施設の地番の一覧表になります。除外する具体的理由の所に、町道池堂・西時津線という形で書いてある分が道路の分になりまして、熱回収推進施設整備、この分が焼却施設の施設用地にあたります。全部同じ事業者で買収したもので、地番順に並べて一覧表としております。それが２.３ヘクタールになりまして、詳細な図面が７ページになります。大体見て分かると思いますが、右側が西側埋め立ての（会社名）さんの方になりまして、左側が時津町になります。道路が全体、北の方を通った形で、この丸くなった所が施設用地となります。これについては土地収用法になりますので、開発の事前審査の段階で審議いたしまして、公共性があるということで全体見直しの時に除外するということで、現在は除外されていませんが、着工して、もうほぼ現状が８ページのような形で、写真を付けていますが、これは去年の１１月の段階で写真を撮りましたので、現在はもうかなり綺麗に出来上がっていると思います。現状も皆さん見られていると思いますけど。これが途中の状況で写真を収めております。

９ページをお願いします。９ページについてが砂防ダム２ヶ所の分の集計表になります。○○川と○○川で、１０ページの方に位置図を付けております。○○温泉側から、左の谷の

方が○○川になりまして、○○温泉側から右側に登ったものが、○○川になります。○○川については、２年程前に工事の方は出来上がっておりまして、機能を果たしております。○○川が去年完成した状態になります。

１１ページをご覧下さい。これが○○川の方の上流部にあたります。地積図ですね。赤の部分について今回除外をいたします。黄色の部分については農振でそのまま残るような形になります。

１２ページをご覧下さい。これが砂防ダムの上から、下流側を望んだ所で写真を撮ってきております。ダム自体がちょっと写っておりませんけど、下流側についてはご覧の通り水路と道路という形で、整備が完了しております。

１３ページをご覧下さい。１３ページについてが○○川の地積図にあたります。これは、ダム自体は農振区域外、（地番）と書いてありますが、その上の所にダム自体は出来ています。下流が農振区域に入っておりますので、この下流域について今回除外をするという形になります。

１４ページをご覧下さい。１４ページが砂防ダムから撮った所になりまして、１番手前の（地番）というのがもうきれいに出ています。現在の状況は、１４ページにある写真のようにきれいに出来ています。

１５ページをご覧下さい。１５ページについてが、電波塔が２ヶ所。無線基地局ですね。それと今回申請のあった４件の分、筆的には６筆になるんですけど、その分の一覧表になります。

まず、無線基地局について１６ページに位置図を付けております。これは○○団地から、山があって、その山の上の方に既に電波塔が現在機能を果たしております。ここについて、個々の案件については除外不要ということで、全体見直しの時に一気に除外をするような形で先行して、申請して受理し現在使われております。

１７ページをご覧下さい。これがその電波塔の地積図にあたります。左の青い線の所が○○団地になりまして、その上の所、白地の所が山になります。山から右の方が農振区域になりまして、その一角について電波塔が建っているので、そこを今回除外いたします。

１８ページをご覧下さい。これが現在、出来ている結構大きな施設になります電波塔になります。周りは樹園地という形で、手前の方には畑が広がっております。

１９ページをご覧下さい。これについてがもう１つの電波塔で、これが斉藤郷にあります。農振の真ん中になりますが、これも現在電波塔の無線基地は建っております。場所としましては、（地域名）の墓の上のあたりになります。時津に抜ける道から左にそれた所で、行き止まりみたいにはなりますけど。

２１ページをご覧下さい。２１ページのようにもう電波塔は建っておりまして、フェンスできれいに境界敷地一杯に張られて、維持管理はされておりますので周りの景観上問題は無いかと思います。

２２ページをご覧下さい。ここからが、今回の全体の見直しによりまして、個人による申請があった分になります。これは○○バス停、一番峠の所ですね、そこから旧道の方に入ってすぐの所になります。ここについてが、周りが農振区域ですけど、市街化区域と隣接した所で、集団性は乱さないという形の判断の下、ここについては受理いたしました。また、ここの地主さんが他に持っている土地でも、他に代わる土地は無いと言うところまで、一応

確認をさせていただいております。

２４ページをご覧下さい。本当に住宅街のすぐ隣の場所になりまして、ライフラインも全部来ている所にあたります。ですからここについては、市街化区域に隣接した所でやむを得ないだろうという形の判断で受理させております。

２５ページをご覧下さい。２５ページについてが、嬉里のちょっと山手の所に入った所になりますけども、もう現在、（地番）に現在お住まいの家があります。家がある所について、今回、子供さんとの二世帯住宅にしたいということで、敷地の広さが少し不足するということで、その裏の自分の畑を分筆して、除外していただいて、二世帯住宅を建てたいという形での申し出の箇所となります。

農林水産課　場所は（地区名）ですね。

農林水産課　２７ページをご覧下さい。これが、現在の家とその裏を広げたい所の写真になります。

２８ページをご覧下さい。２８ページについてが、これが（地域名）ですね。国道から下った所になります。ここについても、周りが住宅化されたところになりまして、今畑としても不耕作地になっていると、もう樹園地でないという形で。ここの方についても、実家の近くで探せば、やっぱりここしかないという形で、見て分かるように黄色が農振農用地区域になりますけど、一応、端の方になりますので、農地の集団性は乱さないという形の判断で、受理させていただいております。この方も、子供さんが親の面倒を見るということで近くに建てたいということであります。

３０ページをご覧下さい。これがそこの現在の写真になります。

３１ページをご覧下さい。３１ページが、○○集落センターがありますけど、その隣の土地になります。ここについても、実家の持っている農地、もう購入してまでは建てきれないということで、実家が持っている農地の中で、白地がないということで、農振区域の中でしか考えられないということで、ここについて一応、ライフラインが来ているとか、そういうものが条件になってきますので、他に代わる土地が無いということでここに申請を受けております。

３３ページをご覧下さい。ここについても現在、農地としては全然機能して無く不耕作地という形で確認しております。

以上の箇所について、今回農振区域からの除外をしたいと思いますので、ご審議の程よろしくお願いします。

議　長　ただ今、担当課から計画変更についての説明がありましたが、委員さん方からご意見、ご質問をお願いいたします。順次最初の方からでも良いし、また途中気付いた所でも結構ですから、ご質問等はどこからでも結構です。お願いします。

農林水産課　特に分家住宅についてはですね、消費税の関係がありまして、もう少しでも早めにという風なことで要望は受けていますが、どうしてもこの全体見直しでしか一緒に出来ないということで、待ってもらっている所でございます。

議　長　皆さん方から、何かご質問等ございませんか。
わかりにくい所も多分あると思いますけど、私もちょっと考える所があるんですけれども、分家住宅については個人名が出ておりません。字、番地がですね。皆さん方、もしここが誰の土地かというのが聞きたい方があれば、ここだけでは結構だと思いますけれども。

１７番　１つよろしいでしょうか。１７番の山﨑ですけど、これは誰が申請を出すのですか。電波塔を建てた人が申請をするのですか。

農林水産課　電波塔は事業者です。電波事業者が申請を出して、これは電波塔の公共的な施設ですよという形の申し出がありまして、それを、農業委員会の方でも申請が出てきますが、農振の方でも区域が重複していれば、出てくるようになります。それについて、分筆がされている分については、今回の全体見直しで出来るんですが、一部借地という形の電波塔の使用が出てる案件もあります。その分については、番地で面積が確定できませんので、今回は外しています。

事務局　私からもよろしいでしょうか。今担当課の方から話がありましたが、まずですね、定期的な申請ではございません。不定期に出されるものです。といいますのが、そこに必要だという時に事業者の方が考えて、そこを目的に申請をされるかと思いますが、先ほどありましたように、農業委員会を経由して県に進達をするというような形になります。これはあくまでも、電波塔については公共性があるということで、認めざるを得ないということになります。ただし、農振の地域であれば当然、農作業に支障が無いかどうかという判断は、書類審査の中で、農業委員会の方でいたします。以上、付け加えさせていただきました。

農林水産課　非常に災害等があってですね、電話の方がつながりにくいということで、やはり携帯電話が、災害の時には非常に役に立つということで、そういうことでかなり国のほうも積極的に進めているみたいです。

１７番　私も今、この（地域名）に出ている電波塔の隣に電波塔用地を貸しているんですよね。業者や会社によって、そういう所を変えてくれと言うところと、何もそういうものが無い所があるんですけれども、そういうものは一貫性は無いんですか。すぐ２００メートル隣に、全

く同じ物を作っているんですけれども。ただ、業者が○○か○○かの違いだけで、そういうのは、会社的にそういうものになっているんですか。

事務局　はい。具体的に制限というのは、基本的にございません。ご存じのように携帯メーカーというのは、たくさんあります。それについては、必要性があるということで、最低限認めざるを得ないと、これは電波法に基づいて公共性があるものですから。むやみにという事ではございません。先ほども言いましたように、農業委員会から県に進達するわけですから、その段階の中で、本当にここが必要な場所かどうかというのは、当然我々の責任もございますので、そこは十分確認をしてから、進達をするというようなことを、前提で考えております。

議　長　ただ今の説明で、山﨑委員は納得されましたか。

１７番　はい。いいです。

議　長　他にありませんか。

５　番　白﨑ですけど、７ページに図面がありますけれど、（地番）と（地番）にですね、筆界未定地とあるんですが、これはどういった内容ですかね。真ん中にありますよね。

農林水産課　筆界未定は、国土調査を実施しましたよね。その時に、お互いが境界の確定が出来なかったと。うちの土地はここまで、いやうちはここまでということで、その時は、筆界未定ということで、町内でもこれ以外にもあります。

５　番　本人は今も納得していないんですか、今も。

農林水産課　結局、国土調査の時にお互い納得しないと、町の方では勝手に線を引けませんので筆界未定にしますと。ただ後々がまた大変なんですよね、ですから出来ればその時にお互い譲歩をして決めてくださいという話はしてるんでしょうけど、いろいろこじれたりなんかして、最後は筆界未定ということになります。後はもう自分で今度は、隣の人とする時には、自分でお金を出して自分でやらなければいけないということです。町内で結構あります。

議　長　　他には何かありませんか。

１７番　　１７番山﨑です。７ページですけど、あい中に、農振に入っていない白地がありますよね。こういう事は実際的にあるんですかね。なんでこういう風になっているのかわからないので。白いところは農用地で無いということでしょ。なんでこういう風になるんですか。説明をしてもらえれば。

農林水産課　　この白い所は田んぼなんですよね。ですから農振を被せる時に、田んぼをはずしている可能性があるんじゃなかろうかという想像でございます。

５　番　　しかし今は全部畑ですよ。今野菜とか、広いところはイチジクを作ったりですね。

農林水産課　　皆さんも、自分の土地を、畑総事業とかそういう国の補助事業があれば、農振地域に入れてくれということで、入れないと中山間とかいろいろそういう事業が出来ないんですが、町でなかなか勝手に農振除外している所は、もう今のところ入れておりません。それで、本人さんからとか、そういう事業をする時に申し出があれば、編入してもかまいません。

農林水産課　　結局、農振区域内の農用地区域にならないと、農業の補助が受けられないと。農業の補助を受けなくてもいいよということであれば、白のままでそのままということで、あくまでも本人さんの自主性になってくるかと思います。

事務局　　ただ本来は当然、部分的に、おかしいなというところはあります。そういう中の基本的なことを含めてそういう諸事情があって、農林水産課の方から説明があったと思いますので。過去からの分が、今現在残っていると。それを新たに入れるということはなかなか難しいと、そういうわけで、ここが白地になったということだと思います。

議　長　　他にありませんか。

１５番　　１５番内村です。３０ページに、親の近くに住みたいというご説明がありましたが、親御さんはこのすぐ近くなんですか。

農林水産課	親御さんは（地域名）に住んでいます。５００メートルくらいですかね。
１５番	わかりました。
農林水産課	どうしてももう、長男坊さん次男坊さんも、今の流れといいますかね、別に家を作って住みたいと。
議　長	はい、職務代理と議長を代わります。
職務代理	はい、どうぞ。
１　番	この今の件でちょっとお聞きしたいんですが、今実家は（地域名）であるという説明で、そしてここは（申請地域名）、約１キロ位距離的には離れていると思いますが、これは説明されたらどなたの子供さんということが分かるんですが、次男さんがここに作るのでしょうか。
農林水産課	長男ではなかったでしょうか。
議　長	長男。それで、地域の農業に支障が無いという農業委員会の見解であれば、許可することに異議が無いんですが、その許可した後に、宅地が出来て家を建てる。その時に必ず隣の農地所有者とか隣の人ともめるんです。農林水産課も我々農業委員会も、許可する以上は説明をして、そういうことが無いようにしなければいけないと思うんですよ、書類上だけの受付をして、農林水産課は受付をして許可をする。農業委員会も図面で見て、適当であるという許可を出すと。そういう許可した後で、隣の農地の方、隣の家の方ともめることにならないようにやはり、農林水産課、我々農業委員会も意見を付けてきちんと指導をしなければいけない。そういう所はよろしくお願いします。
農林水産課	そういうトラブルが極力無いようにという事で思っておりますので、両隣接地主さんからは同意書を頂いております。一応そういう事です。
議　長	はい、ありがとうございます。他にございませんか。

１４番	１４番ですけども、２２ページなんですけども、これは私がいつも通るところですけど、野菜なんかまだ植えてあるんですが、これは長男さんが来られるんですか、家に跡取りで呼ぶとは聞いていたんですが。
農林水産課	長男かそうでないかはそこまで調べていないんですが、ここの方がずっと下の方に実家があるんですよね、東高田に下った方に。農地はお持ちなんですけども、やはりライフライン等が無いし、下の方ではちょっと地盤の方も、畑として実家の近くでやるもので、上に家を建て、下の畑に専念したいという形です。
１４番	ここにはじゃあ長男さんだけ。
農林水産課	そうですね。
１４番	そうですか。わかりました。
農林水産課	そこの所は、ちょっと奥にも兄弟で家を作っておられる所があるものですから、まあ、ライフラインの関係でいくと、そうなります。
議　長	今の説明でよろしかったですか。
１４番	はい、わかりました。
議　長	他にありませんか。
	【意見・質問無し】
議　長	それではご意見ご質問が無いようですので、２ページの意見書に説明を受けたことを踏まえ、１の別紙計画変更について、農業振興上支障はない。又は２の別紙計画変更について、農業振興上支障あり、のどちらかの判断を委員さん皆さん方に求めたいと思います。早速ですが、委員さん方の挙手で賛否を決めさせていただきます。

まず、１の農業振興上支障は無い、の委員さんは挙手をお願いします。

【全員の挙手有り】

議　長　既に過半数の委員さんが賛成をされております。全員賛成ですね。ありがとうございます。
従いまして、決議の方としての農業委員会法第２３条の規定により、総会等の議事は、出席委員の過半数で決することとなっておりますので、多数決の結果、農業振興上支障は無いと判断をいたします。
次に特記事項がありますが、道路、施設、砂防ダム等は公共的な施設で、問題は無いと考えますが、しかし、住宅用地に限っては、例えば、住宅用地としての除外目的が確実であることが考えられます。委員さん方から特記事項に付け加える内容はございませんか。

【異議無しの声あり】

議　長　それでは農業委員会総会での意見としては無いようですので、特記事項の記入はいたしません。またその後農地転用の申請があった折には、十分審査を行いたいと思います。それではこれをもちまして、長与農業振興地域整備計画変更に伴う意見聴取について終了いたします。農林水産課の職員の皆さんは大変ご苦労様でした。ありがとうございました。

農林水産課　どうも、ありがとうございました。

【農林水産課職員退席】

【この後、平成２５年８月行事報告が行われた。】

議　長　これで、本日の議案の審議並びに報告事項は終了しました。以上をもちまして、長与町農業委員会８月総会を閉会いたします。

【この後、以下の内容について説明が行われた。】
【地区別農業委員研修について】
【農業委員視察研修について】
【農業委員会等に関する法律の勉強会について】